

## バークの強圧諸法批判と『アメリカ課税』

真 嶋 正 己

### Burke: his Criticism of the Coercive Acts, and “On American Taxation”

Masami MAJIMA

Though the enactment of the Tea Act and the resulting Boston Tea Party constituted a grand turning point in the American crisis, it was the Coercive Acts, passed in order to punish the Bostonian's conduct, that drove the Colonies to seek independence. In this paper, I analyze Edmund Burke's position vis-à-vis the crisis through his speeches and correspondence, with the aim of investigating its meanings in an actual political context.

Burke in fact criticized the Coercive Acts severely, not only because he thought them unjust and ineffective, but because he believed their application would result in the American problem deteriorating beyond the point of repair. He also delivered his well-known speech “On American Taxation” and ardently seconded a motion for the repeal of the American Tea Duty, his object being to ameliorate the hard feelings of the colonists and prevent the spread of the crisis. With these goals in mind, he proposed that the British government revert to ‘the ancient policy’ and allow the colonies to tax themselves. It is said that his ideas were scarcely new; nevertheless, “On American Taxation” is remarkable for the richness of its contents. Lastly I conclude that it represents a synthesis of his former thoughts on American problem, and that his concept of the British Empire was essentially a federal one.

#### Key Words (キーワード)

Edmund Burke (エドマンド・バーク), Tea Act (茶法), Boston Tea Party (ボストン茶会事件), Coercive Acts (強圧諸法), American Taxation (アメリカ課税)

#### 1. はじめに

1767年に制定されたタウンゼンド諸法に端を発する再度のアメリカ危機は、1770年4月12日ノース内閣の下で茶税を除くすべてのタウンゼンド関税が撤廃されたことで終息し、アメリカ植民地内は小康状態を得るに至った。<sup>1)</sup>それは、茶税が撤廃されるまで安易に妥協すべきでないといった主張が一部なされはしたものの、茶税を除くタウンゼンド関税の撤廃は実質的な勝利とみなされ、通商業者や商人を中心に輸入再開を望む声が植民地内で大勢を占めたことによる。しかしなが

ら、タウンゼンド諸法危機は、印紙法危機の場合とは異なり、本国に対する強い猜疑心を植民地内に残すこととなった。それは、火種が以前よりもより深く、そしてより強くくすぶり、ひとたび時機を得たならば、すぐさま火を噴き出し、より一層の危機が再来することを意味した。

1772年6月9日に密貿易の取締りを主任務としていた巡邏艇「ガスベ号」(the Gaspée)がロードアイランド住民により襲撃、焼き討ちされたガスベ号事件をはじめとして、植民地の反本国感情はこの時期どの植民地でも大なり小なり見られたが、それらはあくまで地方的な事件の域にとどまり、

ともかくも植民地内は表面上平穏を保つことができた。それは、ひとえに本国政府が植民地を刺激するような政策を極力避けたことによる。しかし1773年5月10日、本国議会で茶法(Tea Act)が可決されるや、静穏な時期は突如として終わりを迎えることになる。それはまた、アメリカ植民地が独立へと突き進む第三幕の開始を告げるものでもあった。

本章では、ボストン茶会事件とその懲罰措置として制定された強圧諸法(Coercive Acts)に焦点を当て、アメリカ植民地問題に関するこの時期のパークの言説を実際の政治文脈の中に置いて跡づけ、その意味内容を検討する。

## 2. 茶法および強圧諸法の制定とアメリカ植民地

1773年5月に茶法を可決したのは、まさにその三年前、茶税を除くすべてのタウンゼンド関税を撤廃した当のノース内閣であった。いうまでもなく、ノースがタウンゼンド関税を撤廃したのは、混迷の度を深めつつあったアメリカ植民地との関係を修復するためであり、また彼が茶税を残したのは、単に茶税による収入が他の品目に比してとりわけ期待されていたというだけでなく、何よりもそれにより植民地に対する本国議会の課税権をもっとも良く宣明することができると思念されたことによる。タウンゼンド関税の撤廃には本国側のこうした思惑が当初から色濃くつきまとっていた。彼が1770年3月5日タウンゼンド関税の撤廃を下院に上程したまさにその日、現地での仕事をめぐる小競り合いから駐留兵と市民が衝突、市民側から5人の死者が出るという「虐殺」事件がボストンで起きたことは、植民地のその後を暗示するものであった。タウンゼンド関税の撤廃により植民地は一応平穏を回復したとはいえ、それはあくまで表面上のことであり、本国に対する疑念は深く潜行したままであった。ゆえに、植民地感情をまったく無視した茶法の制定は、抵抗運動の再燃に格好の機会を与えることとなった。<sup>2)</sup>

タウンゼンド関税が撤廃される中でただ一つ残

された茶税は、植民地が小康状態を保ちうるならば、今後にあって税収の増加を期待することも可能であった。にもかかわらず、ノースは、あえて火中の栗を拾うかのごとく茶法の制定に踏み切った。そもそも茶法は、直截的にいえば財政破綻の危機に瀕していた東インド会社の救済を目的とするもので、茶をインドから直接アメリカ植民地に輸出し、指定の受託販売人を通じて直売することを当該会社に許可するとともに、ボストン港をはじめ四つの荷揚げ港が指定され、そこで茶税を徴収することも併せて規定されていた。これは、東インド会社が重量1ポンドにつき3ペンスの茶税を荷揚げ港で支払うだけで茶の輸出・販売を独占できることを意味した。タウンゼンド関税が施行されて以降、アメリカ植民地では密輸されたオランダ茶が広く愛飲されるようになっていたが、こうした輸出上の特惠に加え、植民地の仲買人を排除した直売方式により東インド会社が輸出する茶は、従来に比してその半額以下で販売されることになり、密輸茶と比べてもはるかに廉価になると予測されていた。

この点で、茶法が東インド会社を救済するという直接的な目的以外に、密輸茶を植民地から駆逐するとともに、茶税の徴収を確実に行うという特性を併せもっていたのは明らかである。<sup>3)</sup> 茶法を制定するに際して、ノースには密輸茶よりも低廉な茶の供給は植民地住民にも歓迎されるはずであるといった思いがあった。しかし、彼のこの期待はあまりにも単純稚拙に過ぎ、当然にも見事に裏切られることになる。この茶法に対する反対運動の狼煙は、最初、受託販売人が茶の販売を独占することで多大な損害を被ることになる茶業従事者や密輸業者から上がったが、それが一般民衆レベルにまで裾野を広げたのは、茶法は本国議会の課税権を確立し、植民地の自由を根底から揺るがそうとする、これまで再三再四試みられてきたのと同じ悪質な企みであるとの認識が広く一般に共有されたことによる。こうして反本国感情がかつてないほどの高まりを見せる中で、もっともシンボリックに、そしてもっともラディカルな形で発出

したのが、ボストン茶会事件である。

ボストン茶会事件とは、いうまでもなく、1773年12月16日モホーク・インディアンに扮装した60人ほどのボストン市民が港に停泊していた「ダートマス号」(the Dartmouth)以下三隻の茶積船を夜陰に紛れて急襲、船上から10,000ポンド超に相当する船荷の茶箱342箱を海中に投棄した事件のことである。このとき東インド会社の茶を積んだ船はボストンの他に荷揚げ港に指定されていたニューヨーク、フィラデルフィア、チャールストンの各港に前後して到着したが、市民の要請を聞き入れそのまま本国に引き返したり、陸揚げされた茶を倉庫に一時保管後、廃棄したりされたことで、同種の事件は未然に防がれた。それが、ボストンにおいて発生したのは、市民と総督の、不倶戴天的ともいえる極度に緊張をはらんだ敵対関係による。「虐殺」事件に端的に見出しうるように相互的な敵視・反目感情が日常的に増幅される中で、最急進派たるS. アダムズ (Samuel Adams, 1722-1803)に率いられたボストン市民は強硬手段をもってしても自らの主張を確実に実現せんとする存在へと変貌する一方で、市民の行動を常々苦々しく思っていたマサチューセッツ総督のT. ハチンソンは、一切の妥協を排し断固たる態度をもって茶法を厳格に施行せんとしたのである。<sup>4)</sup>

このように互いに一歩たりとも引くことのできない硬直した両者の関係は、その後アメリカが独立を勝ち取るまでの、本国とアメリカ植民地との関係でもある。「快哉」を叫んだアダムズ等少数の急進派は別として、ボストン茶会事件は、本国ではもちろんのこと、植民地においても財産権を不当に侵害する許容しがたき蛮行として非難された。<sup>5)</sup> 植民地におけるこうした批判はもっぱら穏健派を中心になされたが、それが一転してアメリカ独立革命の導火線となりえたのは、ひとえにその懲罰措置として本国政府が採った強圧的な植民地政策による。すなわち、1774年の3月末から6月初めという非常に短い期間に矢継ぎばやに可決・制定された一連の強圧諸法がそれである。それによりボストン茶会事件を暴挙として批判して

いた穏健派も含め多くの植民地人は、本国と植民地との関係が否応なく暴力を介在せざるを得ないほど抜き差しならない状態にまで来ていることを知覚し、急進派の主張に徐々に傾斜・同調していくのである。<sup>6)</sup>

強圧諸法は、別名「耐え難き諸法」(Intolerable Acts)とも呼ばれるが、もっぱら四つの法令からなる。<sup>7)</sup> その一は、3月31日に制定されたボストン港法(Boston Port Act)で、ボストン茶会事件によって東インド会社が被った損害が全額弁済されるまでボストン港を閉鎖し、食料と薪炭を除きすべての沿岸貿易を禁止するとともに、税関を海港セイラム(Salem)に移すことを内容とした。その二は、5月20日に制定された「マサチューセッツ統治法」(Massachusetts Government Act)で、1694年国王により下付された特許状を一部変更して、民主的な色彩の濃い同植民地を純然たる王領植民地に変えることを意図した。それにより、従来植民地議会により選ばれていた参議会が任命制に改められ、総督権限の拡大が図られる一方で、市民の自発的な行動の中心となっていた定例外のタウン・ミーティングは原則禁止された。また、同日に制定された司法運営法(Administration of Justice Act)は、職務中に殺人等の重罪を犯した国王の官吏について本国または他の植民地で裁判を受けられるようにし、翌6月2日に制定された軍隊宿営法(Quartering Act)は、駐留軍指揮官に広範な権限を与え、宿泊や糧食について自由に徴用できるよう規定した。

これらの強圧諸法は、そのどれも本国議会において圧倒的多数のもとに可決・制定されたが、それは、力を背景にした毅然・断固たる措置こそが混乱の渦中にある植民地問題を根本的に解決するものと強く信じられたことによる。しかしながら、そうした力押しは、その思惑とはまったく裏腹に植民地問題を独立に向けた最終局面へと追いやることになる。<sup>8)</sup> 強圧諸法は、もっぱらボストンないしマサチューセッツ植民地を直接対象とするものであったが、それは単にボストンやマサチューセッツだけの問題ではなく、優れて植民地

全体の問題として捉えられた。そうした強圧措置を、固有な権利と自由を脅かすだけでなく、植民地の隷属化をも意図した悪辣な策謀と知覚した植民地住民は、ボストンやマサチューセッツをこぞって支援する一方で、これから先の対応を協議するためにジョージアを除く 12 の植民地の代表者がフィラデルフィアに参集、1774 年の 9 月から 10 月にかけて第一回大陸会議 (Continental Congress) が開催されるのである。

### 3. 強圧諸法とパーク

このボストン茶会事件の一報がロンドンに届くのは 1774 年 1 月 19 日で、パークがそれについて某かのコメントを残すのは 2 月に入ってからのことである。彼は、2 月 1 日軍人出身でその前年にアメリカに移り住んだ C. リー (Charles Lee, 1731-82) に宛てた書簡の中で、次のように述べている。「そこでなされたであろうことを考察するに際し、その気が気でない現状について考えるのは実に悲しいことです。しかし、事態をそうした混乱状態に至らしめた過誤は、兩岸の何れに対してどういった影響力を行使しようとも正されそうにないですから、その問題についてあまり思索を張り巡らすのは賢明ではありません。」<sup>9)</sup> 次いでパークは、翌 2 日にもニューヨーク議会の通信委員会に宛てて書簡を認めている。彼は 1770 年 12 月からニューヨーク植民地のロンドン代理人を務めており、この書簡はそうした職責上の地位から書かれたものである。従ってそれは、1 月 29 日に枢密院の外務委員会で行われた、総督ハチンソンならびに副総督の A. オリヴァーの罷免を求めたマサチューセッツ植民地の請願をめぐる審議の様子を伝えることを主な目的としていたが、その最後部で彼は、次のように述べている。「数艘の船が茶を積んだままアメリカの様々な地域から引き返すのを余儀なくされたというニュースが届きました。今までのところその結果某かの措置が講ぜられたといったことは耳にしていますが、とはいえ議会がその問題をそのまま放置しておくとは思

いません」<sup>10)</sup> と。

こうした言から、ボストン茶会事件は本国と植民地の双方にとって由々しき出来事であり、悲しむべき事柄であるが、起きてしまった以上、それについてあれこれ思索を重ねても仕方なく、むしろアメリカ問題がこれを機に如何なる展開を遂げるのか、そしてそれと大いに関わることだが、政府はどういった措置を講じようとしているのが、このときのパークのもっとも重要な関心事であったということができる。先にも述べたように、本国にあってボストン茶会事件は、私有財産に対する重大な侵害であり、如何なる正当性も持ち合わせえない暴力行為として完全なる憤激的であった。それゆえに、植民地に対しその立場や状況を最大限勘案して好意的な姿勢を示してきたロックンガム派は厳しい対応を迫られることになる。そうした中、1 月 30 日パークに宛てた書簡の中でロックンガムは、次のように述べて、その心情を吐露している。「アメリカ人の行為は正当化されえないどころか、挑発の愚かさ拙さをもっとも完全なる糾弾に値しますが、それでいてわたしは、起きた事柄の一切にもかかわらず、植民地に対抗して実際的な力へと進むことには決して同意できません」<sup>11)</sup> と。財産権を不当に侵害したその行為それ自体は厳しく指弾されなければならない。しかしながら、それが高じて武力による解決が志向されてもすれば、本国と植民地との関係は修復不可能なほどに悪化するに違いない。パークは、返信として 2 月 2 日にロックンガムに宛てて書簡を認めている。その中で彼は、ロックンガムのこの言について何も触れてはいないが、それはまったく彼の同意するところでもあった。

他方、その一報より情報の収集に努めた政府は、1 月末より秘密裏に閣議を重ね、ほぼひと月かけて茶会事件に対する措置を固めた。その主たる目的は「法の施行と植民地の従属をより確実にすること」にあり、これは、3 月 7 日国王ジョージ三世のメッセージという形で明確に宣明された。<sup>12)</sup> 政府は、植民地総督からの公式報告をはじめ諸種の情報から、茶税に対する抵抗が直接行動に出た

ボストンに限らず、その他の荷揚げ港でも広く一般に見られたことについて十分了解していた。しかし、3月から6月にかけて矢継ぎばやに可決・制定された一連の強圧諸法は、もっぱらボストンやマサチューセッツ植民地を対象とするものであった。それは、直接的には強圧諸法がボストン茶会事件に対する懲罰措置として立法されたことによるが、そこには、マサチューセッツ、就中ボストンはこれまで本国に対する抵抗運動のセンターといった機能を果たしてきたが、それは一部の急進的な分子により扇動されたものであって、強圧諸法が制定されれば必然と他の植民地から孤立した状態に追いやられるであろうといった考えが伏在していた。<sup>13)</sup>

この強圧諸法についてパークは、3月25日と5月2日の二度にわたり演説を行っている。3月25日の演説は、3月14日ノースの手により下院に上程されたボストン港法案に対しその第三読会で行われたものである。最初ノースは、アメリカ植民地担当國務大臣であったダートマス伯 (Earl of Dartmouth, 1731-1801) の提案を受け入れ、茶会事件の実行犯を反逆罪で訴追することを考えていたが、その可能性を諮問された法務長官のE. サロー (Edward Thurlow, 1731-1806)、および法務次長のA. ウェダバーン (Alexander Wedderburn, 1733-1805) の兩人から十分な証拠を欠いており公判の維持は不可能との回答を得、結局訴追を断念、その代替策として議会上に提出されたのが当のボストン港法案である。ノースの懲罰措置は内々に形成されたため、上記法案が提出されたとき、政府の思い切った施策に少なからず下院は衝撃を受けることになる。しかしながら、審議にあってその法案に反対する声は圧倒的に少なく、一頻りの野次・嘲笑が渦巻く中、3月25日採決さえ行われることなく下院を通過した。それは、議会の内外を問わず、茶会事件に対する本国人の憤怒はことさら厳しく、懲罰は当然とする声が大勢を占めたことによる。<sup>14)</sup> パークが演説を行うのはまさにこうした雰囲気の中でであった。

パークは、「わたしは、この法案に全面的に異

議を唱えなければならない。それはこれまでの中でもっとも危険かつ不正であって、効果がないに違いないと考える」<sup>15)</sup> と述べて、批判を開始する。彼の第一の論点は、ボストン港法案が「たった一つの場所に対する、<sup>エグザンプル</sup>見せしめとしての刑罰による矯正」であったところにある。彼にとってそれは、帝国の結合を増進するどころか、むしろ融解せしめるものであり、「ボストンを灰燼に帰す方が、この措置よりまだしも正しく、穩健であろう」とまで述べている。その際彼は、「もし他のタウンが類似したことを行うならば、あなた方はこの見せしめを続けることはできない。もしこの見せしめがあなた方が望むように作用しないならば、どうすべきかあなた方は考えたことはあるのか」<sup>16)</sup> と述べて、その有効性に疑義を呈している。法は、その有効性を保持することができてはじめて作用する。「わたしは力を貯めたままにしておくのを好まないが、効果のない力を憎悪する。法は政策でもって制定されるべきであって、怒りでもってではない」<sup>17)</sup> というのは、1767年5月13日ニューヨーク議会停会法案に対して批判演説を行った際の彼の言葉である。チャタム内閣以降、政府は、アメリカ問題に関して屋上屋を架すの譬え宜しく、彌縫策に終始してきたが、有効性を保持しえない法の制定はむしろ逆に悪しき効果をもたらすだけであるとの批判は、彼の一貫した姿勢であった。

第二の論点は、ボストン港法案がボストン茶会事件を起こした人々だけでなく、無実の市民すべてを処罰の対象としたところにある。パークは、「わたしは何も、アメリカを処罰すべきでないといっているのではない」と断った上で、「弁明の機会を与えられない一団に科される処罰はすべて不正である」といい、また「暴動が起きた所にあつては、かりにそれを防止することが彼らの権限外であるとしても、当然すべての者が処罰されるべきであるというのは、非道の理論である」ともいう。茶会事件が起きたのは、むしろ総督をはじめとした統治者の落ち度によるものであり、「われわれは、参議会や行政官を処罰すべきであって、

人民をではない。あなた方が御存知のハンコックやアダムズらを処罰せよ。しかしすべての人をではない<sup>18)</sup>と述べている。このように彼は、法としての有効性ならびに正当性という観点からボストン港法案を批判したが、何よりもそれは、そうした法の制定は統轄国たる本国の権威を著しく毀損し、植民地との関係をさらに捻れさせるだけであると思念されたことによる。彼は、「こうした処罰は、主権者の行為ではなく、敵対者の行為のように思われる。それは、われわれの権能を放棄するものである<sup>19)</sup>」と警告している。

パークは、ボストン港法案の議会通過が自明となる中、敢えてそれを批判する演説を行った。そこには、議会は加熱沸騰した情念に飲み込まれ、もはや討論の府として節度あるまっとうな議論など期待し得ない状態にあるといった判断、さらには議会の圧倒的な支持は政府の強圧姿勢を加速させるのではないかといった危惧があった。4月6日に先のニューヨーク議会通信委員会に宛てた書簡の中で彼は、議会在即座に同意を示したことについて「某かの権力行為が必要になったという総意、その行為の選択にあたり政府の見解に全幅の信頼を与えることにより、政府の支配権は強化されてしかるべきであるという総意」(傍点、原文イタリック。以下同様。)があったとし、それを「強圧的な処置の効果的な実施にあたり議会が与えることのできた、将来的な支持についての最良の言質<sup>20)</sup>」と指弾する。懲罰的な施策は、単に効果がないばかりか、報復の心に満ち満ちることですます植民地住民の心を離れさせるだけである。しかも、上記のような議会の姿勢は、議会が議会たることを止めることでもあった。この点で、公然とした満場一致の要求を断固拒絶し、悪しき政策に非を入れるために演説を行ったというのが実情であるが、<sup>21)</sup>彼のこうした批判も一顧だにされることなく、議会を通過したボストン港法案は3月31日国王の同意を得るのである。

しかしながら、パークには落胆している暇はなかった。なぜなら、問題性という点でははるかに重大なマサチューセッツ統治法案が4月15日に政

府により上程され、そのために新たな戦いに備えなければならなかったからである。ボストン港法案が茶会事件そのものに対する直接的な措置であり、暫定的であったのに対し、マサチューセッツ統治法案は、1694年に付与された特許状を変更して、その統治構造に根本的な変革を加えようとするものであり、到底マサチューセッツ住民の容認しうるところでなかった。それは、これまで本国が意図して実現できなかった悪逆非道な企みを強権的に実施しようとするものであると彼らには映じたのである。

このマサチューセッツ統治法案に対してパークは、ボストン港法案と同様、5月2日の第三読会で批判演説を行っている。しかしながら、それは、統治法案そのものではなく、むしろそれが可決・制定されることの意味を直接問うことに重点を置くものであった。彼は、植民地に対して弁明する機会も与えずに、問答無用とばかりに懲罰的な立法措置を一方的に講じようとしているとして、次のように批判している。すなわち「あなた方の前にある問題は重大な問題である。それは、審理に関して地域や都市、国民を法律の保護外に置くものに他ならない。聖徒が人の世にいつ審判を下すことになっているのかを除き、それより重要な問題をわたしは知らない<sup>22)</sup>」と。そうする中で彼は、統治法案については敢えて触れず、本国における事件と同様、公明正大な裁判がアメリカで行われることを強く主唱している。彼のその目的は、統治法にまで一気に押し進めるのではなく、ことを一旦振り出しに戻すことで、互いに今少し沈思して冷静になるよう促すところにあった。本国と植民地の双方が「かの種の節度ある人間の忠言」に一切耳を貸さず、「誤解と激情<sup>23)</sup>」に身を任せているのが現在の状況である。それゆえに、政府の懲罰措置が統治法にまで進めば、ことがそれで済まなくなるのは理の当然でもあった。彼は、次のように述べている。「あなた方がいやしくもアメリカを統治するとするならば、それは、軍隊によるに違いない。われわれの前に出されたこの法案は、武力を伴う。わたしは、武力が

用いられることなしに彼らが同意することは決してないと思う。わたしは、この法案に反対しなければならない。なぜなら、あなた方が不服当事者の言に耳を傾けるのを拒むからである。」<sup>24)</sup>

パークがこのように演説したとき、司法運営法は第二読会を終了し、軍隊宿営法もすでにその上程が告知されていた。その中であってマサチューセッツ統治法は、懲罰措置の中心を占めるものであった。しかし、上述したように彼は、敢えてその内容には立ち入らず、強圧諸法に内在する意味を示唆しようとした。懲罰措置が何の益ももたらさないことは経験の教えるところであって、そうした力押しでは何も解決されない。彼は、国王のメッセージが出された3月7日、「これらの植民地の市民政府が支援を請うて軍事力に依存するや否や、前者〔イングランド政府〕はたちまち終わりを迎えるだろう」(〔 〕内引用者。以下同様。)とした上で、次のように述べている。「イングランドの立法精神は、一様にして、永久、普遍である。それは貫かれなければならない。さもなければ、この世の如何なる権力もそれを成し遂げることはできないだろう」<sup>25)</sup>と。しかし、彼の再度の奮闘にもかかわらず、マサチューセッツ統治法案は、239対64の圧倒的多数で第三読会を通過し、5月20日国王の同意を得るのである。

以上、強圧諸法に対しパークが行った批判の内容を演説を中心に整理し、その特徴をみてきたが、それとは別に彼は、マサチューセッツ統治法案が上程された直後の4月19日、彼のアメリカ論を考える上で欠かすことのできない重要な演説を行っている。すなわち、『アメリカへの課税についての演説』(Speech on American Taxation)<sup>26)</sup>がそれで、以下ではその中で展開されている議論をみることにする。

#### 4. 『アメリカ課税』(一)

パークが1774年4月19日に『アメリカ課税』演説を行った直接の目的は、ノースのアメリカ政策を一貫して批判していたR. フラー(Rose Fuller,

1708-77)により提出された茶税撤廃動議を支持するところにあった。フラーは、茶税撤廃動議を提出するに際して「茶税が撤廃されることがなければ、ボストン港法案、およびその他の諸規則は、まったく効果がないだろう。その動議は大いなる利益を生み出し、しかもどう転ぼうとも何の害も与えることはないと確信している」<sup>27)</sup>と述べている。この彼の言より、議会において強圧諸法の可決が不可避な状況の中で、それがもたらすインパクトを相殺し、頂点に近づきつつあった植民地の反本国感情をできうる限り和らげるところに彼の目的があったといえることができるが、それは、アメリカ課税問題を議会に再提起することとなった。

このフラーの撤廃動議に対して最初に口火を切ったのは、R. ペナント(Richard Pennant, 1736-1808)であった。彼は、タウンゼンド歳入法の制定原理が「不正にして拙策」であったこと、歳入法が「それら〔アメリカ植民地〕の国制の特徴を変更した」こと、さらに「彼ら自身の財産に課税するという、イングランド人にとって常に神聖不可侵とされてきた法的権限を取り上げた」ことなどを主たる理由に、フラーの動議を敢然と支持した。その際、彼は、植民地に直接課税するのではなく、醸金を要請することで必要なお金を集めることもできたとした上で、「ボストンの人民は、われわれの憤慨の最初の犠牲者であろう。この法文書を撤廃せよ。さすれば、残余の植民地から支持されるだろう」<sup>28)</sup>と述べて、茶税の撤廃を唱えている。これに対し、次に登壇したG. ライス(George Rice, 1724-79)は、撤廃動議は和解を意図するものであり、「議会の優越を危地に陥れるものは、何であれ是認することはできない」として動議に反対の意を表した。それは、現時点において茶税を撤廃することは統轄国としての課税権ならびに統治権を放棄するも同じであると思念されたことによる。彼は、次のようにいう。「われわれが最少限度譲歩したときはいつも、彼らはそれより多くを要求してきた。もしわれわれがこの法令を撤廃するならば、われわれ自ら如何なる権利

も有しないことを認めていると、彼らは考えるだろう<sup>29)</sup>と。

その後、C. J. フィプス (Constantine J. Phipps, 1744-92) が「商業税としてそれ[タウンゼンド歳入法]は、取るに足らず馬鹿げており、歳入問題として愚にもつかない<sup>30)</sup>」といい、またS. フォックス (Stephen Fox, 1745-74) が「われわれが適切な時機にこの権限を行使すべきでないといっているのでは断じてないが、痼癩を起こしてそれを用いるのは、不合理であるに加えて、もっとも悪しきやり方である<sup>31)</sup>」として、相次いで撤廃動議に賛意をあらわす中、演壇に上がったのがC. W. コーンウォル (Charles W. Cornwall, 1735-89) である。コーンウォルは、元々ロッキングガム派の有力な支持者で、印紙法撤廃の際にはバークとも共闘関係にあったが、1773年に袂を分かち、このときは国家財政委員のひとりとして政府の要職にあった人物である。そしてこのときのコーンウォルの演説がバークを殊の外刺激し、その結果として「これまでに公的な集会でなされたもっとも巧みな演説の一つ<sup>32)</sup>」と称される演説を引き出す役割を果たしたのである。

コーンウォルは、撤廃動議への相次ぐ賛同に業を煮やしていたこともあり、演説の最初部で「わたしは、この事柄に関し以前に生じた長々しい討議に加わるのを好まない」と述べて、次のようにいう。「今われわれが採決するよう求められている提議は、腹藏なくいえばこういうことだ。つまり、アメリカ人に対するわれわれの権能の一切は取り去られるべきかどうかである<sup>33)</sup>」と。またその中程では「今や問題は、この決定的な急場において本税を撤廃するのは賢明であるかどうかである<sup>34)</sup>」とも述べている。現時において茶税を撤廃することは不得策であり無謀である。彼は、ライス同様、茶税撤廃を植民地に対する統治権の放棄とストレートに結びつけ、茶税がもつ現今的な便宜性・有意性をことさら強調する。明らかにそこには、提起された問題を茶税撤廃という狭い範囲に局限し、それ以上問題を拡大させるのは不毛であるといった思いが存したが、しかしながらそ

の一方で、植民地課税に関する問題を歴史的に遡ることにより、彼自らより広範な問題に道を開くような議論を行っている。曰く、「事実イングランドは、先のアメリカ戦争[フレンチ・インディアン戦争]のために相当な額の負債に苦しめられており、彼らが費用の割当分を負担するのはまさに公正で当を得ている」と。また曰く、「あなた方は印紙法を撤廃したが、そのときアメリカは、この撤廃の恩沢を快く受け取ったか? 爾来ずっと擾乱が誘発され、増大してきている<sup>35)</sup>」と。

歴史に関わるこれらの言は、前者が印紙法に先立ち砂糖法が制定される段階から、また後者はタウンゼンド諸法が制定された頃から政府部内において主唱されてきたが、とりわけ後者についていえば、ボストン茶会事件が起きて以降かなり広い層で抱懐されるに至っていたといえる。「実際、今やすべての者は、1766年の致命的な承諾[印紙法の撤廃]がアメリカ人を年々勇気づけ、……植民地が母国に負う服従義務を完全に覆す、かの徹底した独立の要求へと増長させたと感じているようだ<sup>36)</sup>」との国王ジョージ三世の所感は、それを明瞭に示すものであるし、実際また、ボストン港法案が議会上程された3月14日ノースの趣旨説明の後に登壇したグロスヴナーは、「ボストンの諸行為」を激しく非難した後で、端的に「それらは、まったくもって完全に印紙法の撤廃に起因する<sup>37)</sup>」と述べている。この点で、ロッキングガム内閣が印紙法を撤廃したのはまったくの誤りであり、その後の植民地の騒擾はすべてそれに帰着するといった考えは、政府部内にあってはすでに確信に近いものであったといえるが、それが軍事力を背景にした植民地圧服論<sup>38)</sup>と相合わさることで、強圧諸法に対し支持を当然視する雰囲気は議会を覆うことになった。そのためにバークは、印紙法撤廃の正しさを茶税の撤廃とからめて論じることになる。

バークは、コーンウォルの演説に応じるに際して、彼が茶税撤廃に関わる「狭く単純な」問題に議論を限定すべきだとしながら、その一方で自ら歴史的な文脈も含めた植民地課税そのものに関する



「より広範で複雑な」<sup>39)</sup> 問題に立ち入っていることを指摘した上で、まず前者の問題を俎上に載せる。彼がその切り口として問題にするのは、仮に茶税を撤廃したとしても、アメリカ人はそれに満足せず、さらに要求をエスカレートするだけであるとす議論である。当然にも、こうした主張には印紙法の撤廃がそうであったようにといった言葉が言外に含まれている。彼は、「経験」に依拠することを強く訴えた後で、印紙法撤廃がそうした結果を生み出した事実は一切なく、むしろ植民地住民をしてボストン茶会事件にまで駆り立てた真の原因はその後の政府の一貫性を欠いた無思慮な施策の積み重ねにあるとして、次のようにいう。「その撤廃の格律から逸脱してあなた方が課税の計画を復活させ、それにより植民地住民の心を新しい警戒心とあらゆる種類の懸念で一杯にしたが、彼らが新しい税に加え古い税に異議を唱えるようになったのは、そのときからである。彼らがあなた方の立法権のあらゆる部分を疑い、そうした疑問の砲火によりこの帝国の堅固な構造をその最深の基底まで揺り動かすようになったのは、紛れもなくそのときからである」<sup>40)</sup> と。

それは、チャタム内閣以降、複雑な利害の体系を全体的に考察することをせず、「卑しい言行と害悪に満ち満ちた言い逃れと策略」<sup>41)</sup> に終始してきたことの当然な結果である。パークは、譲歩が植民地住民を増長させ、植民地統治を駄目にしてしまったとするなら、茶税を除くタウンゼンド関税を撤廃したノースこそ最後の撤廃者としてもっとも責任があると彼を揶揄した後、茶税一つを残すという彼の中途半端な施策に批判の矛先を向ける。6品目のうち5品目が撤廃され、ただ一つ残された茶税は、「アメリカにおける陛下の領土内で歳入を挙げることは得策 (expedient) である」と謳う前文の目的に少しも沿わないどころか、惨めな姿をさらけ出し現在では侮蔑・嘲笑の対象ですらある。「一法令のない前文—撤廃されるために許与された税金—そして依然として注意深く保持された許与の諸根拠！これがアメリカで歳入を挙げることであり！これがイングランドで威信を守

ることである！」<sup>42)</sup> この彼の言は、茶税を撤廃すれば前文はどうなるのかという問いに答えたものであるが、しかしここで彼がより重視するのは、ノース内閣が他品目を撤廃する中で茶税のみを残したそのことである。

鉛丹や鉛白、ガラス、塗料といった品目は、強い競争力を有し密輸される心配もなく、その意味で非常に課税しやすい商品であり、加えてその取扱量は微々たるものである。それに対し茶は、「われわれの通商の巨大な循環の中にあって恐らくどれよりも重要な商品」<sup>43)</sup> であって、「通商の原理」という観点から撤廃が行われたとするならば、他のどの品目にもまして茶こそ当然その対象となるべきであった。「アメリカはそのはけ口を提供したであろう。それができるのはアメリカを除いて他にはない。そこでは茶はほとんど生活必需品であり、次第に需要が供給を支配するようになる。」しかるに、このあまりに浅薄な茶への課税のお陰で、密輸されたオランダ茶が植民地市場を自由に席卷、重量10,000ポンドもの茶がロンドンにある東インド会社所有の倉庫に虚しく眠る羽目となり、そこで茶法の制定である。このように自らの利得とできたものを「密輸に門戸を解放した」がために、帝国をその屋台骨ごと揺り動かしかねないほどの事態が生じたが、継ぎ接ぎだらけの惨めな愚策を重ねてきた結果がまさにこれである。パークは、「前文の空虚な用語のために、これほどの損害を受けた国民は他にない。それは放棄されなければならない」とした後、次のように述べている。「実際それ[茶税]は詭弁による課税、術学による課税、論争となるところの課税、戦争や反乱となるところの課税、そして決して課税する者の利得とも、課税される者の満足ともならない課税である」<sup>44)</sup> と。

彼は、いみじくもこれを「前文に基づく課税」<sup>45)</sup> と喝破する。タウンゼンド諸法危機に際し、植民地が茶税を除外した譲歩案に一応満足し、表面上平静に戻ったのは、一つには長期化した対立状態に双方が倦み飽きたこともあるが、今ひとつには密輸茶により茶税そのものが無視できるほどに何

の実効性も有さないことが明らかだったことによる。この点で、東インド会社に茶の独占的販売権を許与した茶法は、植民地における茶税のあからさまな徴収を意図するものであり、植民地の憤慨は自明であったといえる。<sup>46)</sup>

パークは、アメリカに茶を輸出する際に従来課されてきた1ポンドにつき1シリングの輸出税を割戻し、それに代えて輸出先のアメリカで関税として3ペンス徴収する茶税について、それは本国にあって徴収が確実な税を明確に放棄し、「あらゆる危険を冒して、間違いなく論争が、ことによると戦争が起こるのもものともせず、四分の三も少ない関税を得」ようとするものであり、これが「この法令の真に愚かで有害なところである」<sup>47)</sup>という。これは、直接的には、茶税は課税というよりもむしろ免税の類であって、植民地住民にとっても大いに有益であるとする主張に応えるものであるが、彼は、むしろそうした詭弁を労してまで植民地住民に無理やり課税しようとしたところに問題があるとする。「あなた方は、彼らにそれ[茶の購入]を強制するのか?7年間の闘争で彼らにそれをもう強制できたのか?」<sup>48)</sup> 答えは明らかである。税の本質は、不承不承であれ、支払われることにあるのであって、その多くが支払いを頑強に拒絶しているところでは、圧倒的な軍事力を背景にすることなしに、法令でいくら強制しても税の徴収がままならないのは当然の成り行きである。彼は、「茶という商品が3ペンスの税負担に耐えられることを、これまで疑った者は誰もいない。しかしながら、人間の一般的な感情が苛立ち二百万人も人間が支払い拒否の決心を固めている場合には、どんな商品も3ペンス、否、1ペニーの負担にも耐えないだろう」<sup>49)</sup>と述べている。

これまで本国と植民地との間で惹起してきた紛争の原因は、課税額の重みにあるのではなく、植民地において「歳入を挙げることは得策である」としたタウンゼンド歳入法の前文の重みにこそある。アメリカ植民地にむやみに課税するのは政策上誤りであるとして印紙法を撤廃してから口も渴かぬ内に同法が制定され、その無様さが次々に明

らかになった後も、亡霊のごとき前文に囚われ、あたかも底無し沼にでもあるかのように身動きがとれない状態に陥っているというのがパークの正直な考えである。それゆえ彼は、唯一残された茶税を撤廃した場合、下院の威信はどうなるのかという疑念に対し「馬鹿げたものへの固執から引き出された威信なるものは、わたしの認識のはるか埒外にある」と一刀両断にした上で、次のようにいう。「あなた方がこの誤って選んだ基盤に固執すればするほど、あなた方の窮境はその度合いを増していく。それゆえわたしの結論は、できる限り速やかに悪しき状態から移動せよということだ。あなた方が遷延すればするほど、不名誉が、そして屈服の必要性が段々と高じてくる。」<sup>50)</sup>

パークは、このようにタウンゼンド歳入法そのものを俎上に載せて、茶税の即時的撤廃の必要性を謳った後で、さらに最後の詰めを行うかのように「ヒルズバラ回状」を引き合いに出している。これは、1769年5月に「ブリテン帝国の栄光と安全の基礎となるべき相互的な信頼と愛情を回復する」ことを謳い、さらにタウンゼンド関税が「通商の真の原理に反して課せられてきたことを斟酌し」その撤廃を言明するために、当時アメリカ植民地担当国務大臣の職にあったヒルズバラ伯(Earl of Hillsborough, 1718-93)が直接植民地に宛てたものである。パークは、それを引証しつつ、茶税を撤廃しないのは信義に悖るものであり、「彼らの愛情と信頼を取り戻す手段、しかり唯一の手段は、彼らの心を不当に圧迫している物をあなた方が取り除くことである」<sup>51)</sup>として、次のように述べている。「もしもあなた方があなた方の真の動機と公共の信義に従うつもりならば、歳入を挙げることを目的とした茶税を放棄せよ」<sup>52)</sup>と。

ここまでみてきたようにパークは、茶税撤廃に反対する人々の主張の一つひとつ反駁を加えるというやり方で、撤廃の正しさ・必要性を様々な角度から徹底的に論じている。それは、フラー同様、強圧諸法が可決・制定されていくのを前にして、植民地との関係がさらに悪化し最悪の状態を迎えないようにするためには、茶税を撤廃し目に

見える形で本国から譲歩を示す必要があると想念されたことによる。それゆえに、切羽詰まった状況の中でなされた彼の演説には鬼気迫るものがあったといえるが、そうした中であって彼が確固として主張したのは、「経験」に依拠した公正な統治であった。彼は、「われわれの創意を頼みとしてわれわれの経験をはねのける」のではなく、「人類の間に確立されている一切の理性の規則、一切の良識の原理」に沿うことが大切であるとして、次のように述べている。「われわれが追求してきた施策のために難局に逢着するときはいつても、われわれの誤謬を、それが是正可能であれば是正し、あるいは少なくとも退屈なほどに斉一的な害毒を、そして同じ陥穽に繰り返しはまるという同情にも値しない災厄を回避するために、かの良識と理性は、これらの施策を厳格に再吟味することを無条件に命ずる」。<sup>53)</sup>

これはまた、タウンゼンド諸法制定以後の政治の迷走を揶揄したものである。譲歩は優越したるものが行ってこそ意味がある、というのがパークの持論である。彼は、前半部を終えるに際し、ここで譲歩すれば、アメリカの要求はさらにエスカレートするであろうといった懸念を再度取り上げる。彼は、「この譲歩は、むしろ彼らのさらなる前進を防止する歯止めとなろう」と述べて、即座にそうした考えを否定する。そうして彼は、印紙法撤廃の根底にあった和解・和合の精神が具現される前にタウンゼンド諸法が制定されたことを踏まえつつ、次のように述べている。「わたしは、統治者の誠意、寛仁、愛情の当然な効果は被治者の側の平和、善意、秩序、敬服であると確信する。少なくとも、間違いなくこれらの正当な原理を公正に試してみたいものである。この法令の制定から今日に至るまで、これらの原理は一度も試されることがなかったのだから。」<sup>54)</sup>

## 5. 『アメリカ課税』(二)

次にパークは、コーンウォルが図らずも提起した「より広範で複雑な」問題、すなわち植民地間

問題を解決困難な状態に至らしめることになった歴史的経緯に立ち入る。これが、演説の後半部である。その際彼は、その歴史を4段階に分けて説明している。その内訳は、第1期が1660年から砂糖法が制定されるまでの時期、第2期が砂糖法ならびに印紙法が制定された時期、第3期がロッキンガム内閣により宣言法の制定と抱き合わせる形で印紙法が撤廃された時期、そして第4期がタウンゼンド歳入法が制定されて以降の時期である。

パークは、第1期の説明を航海法の下に確立された通商制度から始める。曰く、「かの政策はその最初から純粹に通商的であり、その通商制度は完全に制限的であった。つまりそれは独占の制度であった」と。従ってそれは、何よりも「植民地をして帝国の勢威に貢献せしめる」ことに目的があり、法令の表題においても単に「通商上の規制」を謳うのが通例であって、植民地から歳入を挙げるなど努々思慮されることもなかった。<sup>55)</sup> そうして彼は、通商に対するこうした規制・制限は本来的に植民地住民にとって極めて苛酷であって、何らかの代償でもない限り、彼らを耐え難い隷属状態に置くものであると喝破した上で、通商を主軸にした相互関係は従属的な形ではあれ、「長い一連の幸運な出来事および連続した上首尾な産業」により「人類史上類をみない」進歩・発展を植民地にもたらすとともに、植民地内のことについては歴史的過程の中で「自由人に特有なあらゆる徴表を具備」するに至ったことで、曲がりなりにも通商上の隷属状態はその苦渋を相殺されてきたとみなす。<sup>56)</sup> 彼はいう。「通商上の隷属と市民的自由というこの全体的制度は、ひっくるめれば疑いもなく完全な自由ではないが、しかし人間本性の通常の状態と比べた時、それは、幸福で自由な状態であった。」<sup>57)</sup>

パークにとってこれこそが、その揺籃時代よりアメリカ植民地が歴史的風雪の経て自然に形成してきたところの状態である。従ってまた、本国が通商の独占と歳入の両方を「同一の権威によって享有する」ことは、植民地住民をして「何の埋め合わせもない完璧な隷属状態」<sup>58)</sup> に貶めることを

意味するがゆえに、不自然にして不正・不当であるのは理の当然である。この演説の中で彼は、繰り返し「この王国の古来の政策」に立ち返ることを主張するが、まさに「古来の政策」とはこれを指す。そして彼は、この古来の政策を植民地政策の準拠すべき基本原理とし、それを起点に第2期以降を説いている。

第2期は、1764年砂糖法、1765年印紙法というように、議会制定法により植民地において歳入を挙げる計画を新たに導入した時期であり、古来の政策に根本的な変革を加えるという意味で「まったくの新機軸」<sup>59)</sup>を画するものであった。とりわけパークが植民地政策の「大機動」と位置づけるのが砂糖法である。それは、「アメリカ植民地において税を許与する」という歳入法に特有な文言がその表題に初めて掲げられ、その前文で初めて「その地で歳入を挙げることは正当にして必要である」と謳われたことによる。そして彼はいう。「その後すぐに『授与し許与する』という特殊な言葉が現れ、こうして完全なアメリカ歳入法〔すなわち印紙法〕が植民地の正式な同意なしに、一切の形をとり、植民地課税の権利、衡平、機略、否その必要性すらをたっぷりと謳い上げて制定された」<sup>60)</sup>と。しかしながら、ここでより興味深いのは、グレンヴィル評を行う中で法令をその原理通り杓子定規に適用することの弊害を指摘した後で、拡大著しい対植民地貿易について次のように述べている点である。「厳正たらないことは一切の大なるものの本性であり、大きく拡大した貿易にそれ相当の悪弊が伴うのは常であろう。密輸は、ある程度絶えず公正な貿易と歩調を合わせるだろう。要するに、われわれの繁栄の基と密接に結びついた弊害の治療に際して、一般的な予防手段を用いてはならないというのが基本的格律でなければならない。」<sup>61)</sup>それは、まさに角を矯めて牛を殺すものである。彼が法律万能主義を排し、抽象的な権利論ではなく、政策に重点を置こうとしたのもそこにある。

それに対し、印紙法を撤廃した第3期は、「あなた方の古来の制度、あなた方の古来の静穏と調

和」<sup>62)</sup>に回帰した時期として当然にも称揚される。その目的は、植民地における一連の騒擾の真因が印紙法の撤廃にあるのではなく、古来の政策を復古にした、有無もいわず課税にあることを再度明示するとともに、茶税の即時撤廃が現在の危機に対する最良の処方箋たることを示唆するところにあった。その中でパークは、印紙法を撤廃するに際してあった二つの問題を改めて紹介している。その一は、撤廃を全面的に行うのか、それとも部分的に行うのかという問題であり、その二は、撤廃するに際して依拠される原理は何かという問題である。前者について彼は、「修正」といった呼称が付される部分的撤廃は「臆病で体系性を欠いた因循な内閣」<sup>63)</sup>が常に好む手法であるのに対し、ロッキンガム内閣は熟慮の末に敢然とこれを全廃することを決したとして称しているが、これは、タウンゼンド関税を廃するに際しノースが茶税を残したことを暗に非難したものである。また、後者は直截的には植民地に対する課税権をめぐる問題であるが、宣言法を制定した上で印紙法を撤廃したことについて、彼は、「この種の課税は、植民地が創設される際に基づいた通商の基本的諸原理だけでなく、政治的衡平に関する一切の理念—そしてこの衡平によりわれわれは、ブリテンの国制の精神と恩恵をブリテンの領土の隅々まで可能な限り押し広める義務を負うが—に背馳する」<sup>64)</sup>との考えによるとしている。

いずれにしろ、パークにとって古来の政策に回帰することを旨とした印紙法の撤廃は、植民地における一連の騒擾に終止符を打ち、「この帝国全体に永続的な平和を実現する」<sup>65)</sup>はずであった。しかし好事魔多し。「もう一つの舞台が幕を開け、別の俳優たちが舞台上に登場した」<sup>66)</sup>が、首班のチャタムを病で欠き「海図も羅針盤ももたずに広大な海」を漂い続けた挙げ句、この内閣は、「彼の政略から完全に逸れ」<sup>67)</sup>古来の政策への復帰を早々と打ち捨てて、植民地において歳入を挙げる計画を再度復活させたのである。すなわち、1767年に制定されたタウンゼンド歳入法がそれで、これ以降が第4期として画される。

このようにパークは、本国が航海法により通商を独占する一方で、内治についてはその課税も含め植民地が享有するのは自然・正当であるとしてこれを受容することを植民地政策の基本方針と措定し、植民地における一連の騷擾の真因がまさにこの古来の政策からの逸脱にあることを明示せんとした。それゆえ、彼が印紙法を撤廃し古来の政策への復帰を敢然と実施したロッキンガム内閣の治績を褒めそやし、返す刀で、タウンゼンド歳入法の制定ならびに茶条項を残した「修正」を、「課税の体系の復活は最悪の結果を生み出し、その部分的撤廃は部分的利益ではなしに、全体的害悪を生み出した」<sup>68)</sup>として最大限非難したのは理の当然である。この点で、植民地統治に関するこうした彼の考えは、それほど意識的ではないにしろ、印紙法を撤廃した時点から一貫したものである。というよりは、ロッキンガム派の新人議員として印紙法撤廃に深く関与する中で慎慮されたものが強くその基底にあって、それが今時の演説で凝縮されたというべきである。

演説の最後部でパークは、「アメリカに課税可能なものがあるならば、自ら課税することを任せよ」とした上で、本国の取るべき姿勢を次のように総括している。「通商法規によりアメリカを拘束することで満足せよ。あなた方はいつもそうしてきた。このことをあなた方が彼らの通商を拘束する理由とせよ。諸税により彼らを苦しめるな。あなた方は最初からそうすることに慣れてこなかった。このことをあなた方が課税しない理由とせよ。」<sup>69)</sup> この彼の言には、幾星霜もの間に自然に形成され保持されてきた秩序なり制度なりは大切に保守されなければならないという、彼が終生一貫して保持した政治的心性が見事に投影されているが、<sup>70)</sup> ここで彼がこう述べた背景には、印紙法撤廃時に彼の頭をもっとも悩ませた問題、すなわち相矛盾する本国の主権と植民地の自由とを如何に整合させるかという容易ならぬ問題が横たわっていたのである。この言の後で彼は、次のように述べている。「しかしもしあなた方が最高主権の無条件で無限定な性質から被治者にとって不

快な、陰険な推論・帰結を言い張ることにより、統治の源泉そのものを節度なく愚かにも致命的なほどに詭弁でごまかし、毒するならば、あなた方は、これらの方法によってその主権そのものに疑いを挟むよう彼らに教えることになる。……もしその主権と彼らの自由とが両立しえないならば、彼らはいずれを取るであろうか？彼らは、あなた方の主権をあなた方の顔に投げつけるであろう」<sup>71)</sup> と。

「わたしは、ここで権利の区分を追求したり、またその境界を確定したりしない。わたしは、これらの形而上学的区分には立ち入らない。わたしは、その響きそのものを嫌悪する」<sup>72)</sup> というパークの有名な言葉は、こうした文脈の中で語られたものであるが、主権や権利・自由といったものの純理的な解釈・適用は、実際的な政治の場において紛争の解決に必ずしも資するものではないといった信念に近い思いがそこにはある。否、むしろ互いが互いの依って立つ抽象的な原理を杓子定規に言い立てれば言い立てるほど、紛争は解決するどころか、ますます袋小路へと迷い込み、解決不能な状態へと陥る。その結果はどうか。彼はいう。「自由であるべきだと考えているにもかかわらず、自由でないと思っている民衆を、どのように統治すべきかよく考えよ。あなた方の計画はいかなる歳入ももたらさない。それはただ不満、無秩序、不服従を生むだけである。それがアメリカの状態であって、あなた方は血潮の中を一心に進んでも、まさにその始めたところからただの一步も動くことはできない。つまり、歳入が見出されないところに課税しているということだ」<sup>73)</sup> と。これこそまさに植民地問題に関して本国が置かれているところの偽りのない状況である。では、このように実効的な統治が実際上困難となっている植民地に対して、「統轄国の優位」は如何にして確保されるのか。

そこでパークは、茶税を撤廃した場合、宣言法はどうなるのかという疑念に応えるに際して、ブリテン議会の行為能力を次の二つに分けて説明している。すなわち、一つは「この島国の局地的立

法機関として直接的に、ほかならぬ執行権を介して国内のあらゆる事柄に対し必要な措置を講ずる」能力であり、今ひとつは植民地等の「個々の下位の立法機関すべてを監督し、そのどれも多大な損傷を与えることなく嚮導し、統制する」能力である。これは、ブリテン議会がその領土全体を一元的に統治するのではなく、内治については各植民地の立法機関に委ねることを謂うが、彼自ら「これらアメリカ植民地の立法機関はすべて互いにもつばら同位であるがゆえに、それらが皆本国に従属するのは当然である」というように、各植民地は「従位国」としてそのヒエラルヒーの下に本国に統轄される構図をとる。彼はいう。「植民地がその制度の共通な目的を満たしている限りは、本国は決して植民地の分プレイスに立ち入らない。しかし、本国議会がこれらの慎重で慈悲深い監督の目的の一切に応えるためには、その権限は無限でなければならない。」<sup>74)</sup> ブリテンが統轄的な主権を有するに対して、各植民地が有するのはそれに裏打ちされ、そこから派生した特権に過ぎない。この点で植民地の行う「分」はあくまでもそうした特権の範囲内であって、それを統轄するものとして本国の主権は屹立・睥睨したものでなければならない。

こうしてパークは、本国の主権と植民地の自由に折り合いをつけようとする。これは、宣言法が制定されて以来の彼の不変な姿勢であるが、ここでは次のように述べている。「これらの論拠に立ってわたしは、服従と自由は全体を通じて十分調和することができると思う。巧緻を銜う思弁家や党派的な扇動家を満足させようかどうかかわからないが、人間の安寧と幸福にとって十分なのは確かである」<sup>75)</sup> と。しかし、聴衆の耳目を集めた激烈なる彼の演説も結局実を結ばず、フラーの茶税撤廃動議は182対49の大差で否決され、植民地に対し目に見える形で譲歩の精神を示すという彼の考えは、うたかたのごとく潰えたのである。<sup>76)</sup> 後世からみて、この、フラーの動議をめぐる是非は、マサチューセッツ統治法の可否と合わせて一つの大きな山場をなすもので、以後、本国政府の

強圧姿勢は、堰を切ったかのように激しさを増していくことになる。<sup>77)</sup>

ところで先にも述べたように、このパークの演説は、それまで議会でなされたもっとも著名な演説の一つと称されるが、C. B. コーンは、「それは過度に称賛され続けてきた」とした上で、「アメリカ植民地の統治問題に一つの解決法を提起する」といったこれまでの評価は「疑問の余地がある」<sup>78)</sup> といい、またF. P. ロックは、「パークの大演説は、あまねく感心されたが、実際的な効果は何も有さず、まっとうな少数派すら糾合することはできなかった」<sup>79)</sup> と述べている。パークの演説に関し目を見張るものとして両者が共に言及するのは、その華麗なレトリックであり、驚くばかりの形象であって、その内容についてはではない。<sup>80)</sup> 中でもコーンは、「パークは、一つだけはっきりした提案を行った。彼は茶税の撤廃を求めた」が、茶税さえ撤廃すれば植民地住民は航海法による制限に「永遠に」満足して服するものと考え、「保護貿易制度に対する容易ならざるアメリカの不満を何も看取していなかった」<sup>81)</sup> としている。

このことについて今少しいえば、ロックが端的に「これらの[翌1775年の和解演説を含む]演説は依然として議会的雄弁の古典であるとはいえず、そうした演説は、今では以前ほどに高く評価されない」<sup>82)</sup> というように、その評価が大きく見直されてつつあるというのが実際的な状況である。そこには19世紀にあつて古典的自由主義の擁護者といったパーク観が支配的な中で、植民地の状況を最大限勘案したパークの演説は諸手を挙げて絶賛され、それがあまり見直されないまま継受されてきたという事情があり、評価の見直しはその揺り戻しと理解することもできる。しかしながら、フラーによる茶税撤廃動議を支持することを直接的目的とした演説に対してパークが提案したのは茶税の撤廃だけであるといった物言いは言い掛かり的であるし、実効性を有さなかったことで、あるいは少数派を糾合できなかったことで云々するのは些か公平性を欠くといわざるを得ない。J. コニフは、演説を行ったパークの意図について

「直接的衝突を防ぐための特別な考えを提起するよりもむしろ、本国人に彼らが踏み入らんとしている道程の危険性を警告することにあり、ましてや新しい植民地制度を提示することではなかった」<sup>83)</sup>と述べている。それは、ボストン茶会事件に国内が沸騰し、植民地に対する憤怒が冷めやらぬ中であって、強圧姿勢がもたらす危険性を明示することがもっとも重要であると知覚されたことによる。

さらにまた、パークのこの演説について編者であるP. ラングフォード自身も、「彼のテーマはほとんど新しくない」<sup>84)</sup>と述べている。確かにそれ自体には誤りはない。しかし、それをもって彼の演説は無価値・無内容であるということにはならない。パークは、1765年12月に下院議員となって以来、アメリカ植民地問題に並々ならぬ関心を有し、ロッキンガム派の論客として事あるごとに議会の内外であって重きをなす発言をしてきた。その端緒となった印紙法問題は、実際的な政治の場であって「行動的哲学者」を標榜することになるパークの出発点をなしたというだけでなく、アメリカ問題は、29年に及ぶ政治生活の前半期に彼がその精力をもっとも傾注した問題でもある。であれば、彼が取り扱うテーマなり内容なりがこの段階であって耳慣れたものであるのは当然である。しかも、それまでの数々の演説の中で完全な状態で現存するものは何一つないといった状況を鑑みた場合、『アメリカ課税』が彼のアメリカ論を考える上で欠くことのできない一書・演説であることは言をまたない。そればかりではなく、それ以前の著作・演説の内容を踏まえた上でこの演説を読めば、それが内容豊かであるだけでなく、それまでの思想を集成・総合したものであることは自ずから明らかであり、彼の思想の展開・発展を考察する上でも重要であるといえる。

とはいえ、逆にこれは停滞した部分をも明らかにする。「古来の政策」への復帰がこの段階であって果たして有効な解決策たり得たかどうかといった問題もその一つであるが、より重要で、より本質的な問題は、演説の最後部でパークが述べた、

本国の主権ないし統治権と植民地の自由および特権とは調和し両立するという点である。<sup>85)</sup>これは、宣言法が制定される際に「これらの権利は、許容された権利であって、絶対的な権利、すなわち強制するに十分な権利ではない」<sup>86)</sup>と述べて以来、常に彼の頭を悩ませてきた問題である。しかし、印紙法やタウンゼンド関税の撤廃が議題に上った段階であればまだしも、植民地が本国の課税権だけでなく、主権そのものに対しても公然とした疑義を呈する一方で、ブリテン本国はあくまで主権を維持するとして武力を用いることも辞さじといった構えを示す中で、彼の主張が聞く耳をもたれなかったとしても、ゆえなきことではない。高調した精神には、それはあまりにも懦弱過ぎると映じたのである。しかしながら、ここでわれわれは、本国の主権は「無限でなければならない」としながら、彼が一步進んで、内治権については基本的に各植民地に委ねるべきと述べていることに留意しなければならない。これはまさに、コニフがいうところの、連邦的な帝国概念<sup>87)</sup>の表出である。

またパークは、同じく宣言法が制定される際に「それ[ブリテン帝国]は、自由の諸原理に基づき統治されなければならない。自由の計画に基づき広大な帝国を統治することほど、人知にとって困難な主題はない」<sup>88)</sup>とも述べている。爾来彼がもっとも心を砕いたのは、このことである。それは、帝国の根幹に関わることである。それは、ブリテンの国制すら激しく毀損しかねないものである。まして、武力を行使してまで植民地を圧服したとて、それが何になるのか。ただただ国制を危殆に瀕せしめ、国家の真の存立を危うくするに過ぎない。アメリカ植民地は本国から3,000マイルも離れたところに位置する。しかも、自然の要害によって堅固に守られており、そこに住む人々は、頗る自由の気性に富んでいる。それゆえ、その地をブリテンが実効的かつ平和的に支配することは不可能であり、実にこのことは、砂糖法の制定以来、経験のもっともよく教えてきたところである。パークにとって何よりも保守されなければ

ならないのはブリテンの国制であって、『アメリカ課税』演説は、まさにそうした見地からなされたものであるといえる。そしてこのことは、翌1775年に彼が二度にわたって提案した和解決議案により良く見出すことができる。

## 6. おわりに

以上ここまで、ボストン茶会事件を契機に再来したアメリカ危機に対するパークの言説を、強圧諸法に対する批判演説ならびに『アメリカ課税』演説を中心にみてきた。彼は強圧諸法を激しく批判したが、それは、強圧諸法が不正にして効果がないばかりか、アメリカ問題を修復不可能な状態に追いやるものと観念されたことによる。また彼は『アメリカ課税』演説の中でフラー提出の茶税撤廃動議を支持したが、それは、茶税の撤廃が植民地住民の反感を和らげ、危機が拡大・深化するのを防ぐことに資するものと観念されたことによる。そのため彼は、ブリテン政府が「古来の政策」に回帰し、植民地内のことについては課税も含め植民地に委ねるべきことを主張した。『アメリカ課税』演説については昨今その評価が再検討されているが、本稿では豊穡な内容を有するだけでなく、アメリカ問題に関する彼のそれまでの考えを集成・総合をするとともに、萌芽的ながら連邦的な帝国観を提示するものであると位置づけた。

それと今ひとつ、『アメリカ課税』演説について留意すべき特徴を挙げれば、それは、すでにこの時点であってパークの特性たる保守的心性・性向が顕現しているということである。その一は、歴史的経過を経て形成・確立された制度なり、体制なりは歴史の風雪に耐えながら生成・発展してきたという、まさにその事実性により正当性を付与されるとする考えである。これは、直截的にみて「過去」に準拠することを謳うものであり、パークがフランス革命を批判するとともに、ブリテンの国制原理を擁護するために準用した議論である。その二は、抽象的・形而上学的推論に対する絶対的な嫌悪である。パークは「その響きそのものを

嫌悪する」と述べたが、これは第一の特徴と密接に結びつく。彼にとって制度なり、体制なりといったものは、某かの理論によって組成されるのではなく、幾星霜もの間に積み重ねられることで確立されたものであって、ある意味で自然的所与の産物である。それゆえ、彼は、抽象的な原理・推論は実際の政治の場であって具体的な解決に資するどころか、問題を袋小路へと追いやるだけであるとして、それに「慎慮」を対置するのである。しかし、抽象的原理・推論の特質は、国制すら転覆しかねないダイナミズムにある。後年彼は、フランス革命のうちにその衝撃力の大きなるをまざまざと目にすることになるが、すでにこの時点であってその御しにくさ、始末の悪さというものを十分に認識していたといえることができる。

## 注

- 1) タウンゼンド諸法危機の際のパークについては、拙論「パークとアメリカ植民地問題：1766-1770 [II]—タウンゼンド諸法を中心に—」，社会情報学研究（呉大学），vol.9（2003），pp.85-97を参照。
- 2) たとえば，Richard Middleton, 1996, *Colonial America: A History, 1585-1776*, Blackwell, p.473.
- 3) Stephen Conway, 1995, *The War of American Independence 1775-1783*, Edward Arnold, p.14. なお，茶法の制定が政府の目算通りにならなかった点については，中野好之，1977，評伝パーク—アメリカ独立戦争の時代—，みすず書房，pp.306-307を参照。
- 4) David L. Ammerman, 1991, 'The tea crisis and its consequences, through 1775', in *The Blackwell Encyclopedia of the American Revolution*, ed. by Jack P. Greene & J. R. Role, Blackwell, pp.200-201を参照。
- 5) *Ibid.*, p.201. その中でアマーマンは，「ボストン茶会事件を非常に意義深くしたものは，事件そのものではなく，ブリテン政府の反応であった」として，「ブリテン政府がボストン茶会事件をアメリカ植民地においてその威信を回復する機会とみなしたのは，明らかかなように思われる」といい，またペリは，「茶会事



- 件は、暴力にうまく訴えたことで双方ともに対決から身を引くの困難にした」と述べている。Keith Perry, 1990, *British Politics and the American Revolution*, Macmillan, p.74.
- 6) このことについて中野氏は、「……事態解決の方便として少なくとも一度は『論証の最後の証拠』として武力の発動を見ねば済まされない後戻りの不可能な地点に事態が到達したことを意味した」と述べている。中野, 前掲書, p.298.
- 7) この他に、6月22日に制定されたケベック法 (Quebec Act) が「耐え難き諸法」の一つとして付け加えられるのが通例である。
- 8) この時期の諸施策の形成過程に関するもっとも詳細な研究として、Peter D. G. Thomas, 1991, *Tea Party to Independence: The Third Phase of the American Revolution 1773-1776*, Clarendon Press, pp.26-87 が有益である。
- 9) To General Charles Lee (1 February 1774), in *The Correspondence of Edmund Burke*, ed. by Thomas W. Copeland et. al., 10 vols. (Cambridge at the University Press & the University Press of Chicago, 1958-78), vol. II (1960), p.518.
- 10) To the Committee of Correspondence of the General Assembly of New York (2 February 1774), in *ibid.*, p.522.
- 11) The Marquess of Rockingham to Edmund Burke (30 January 1774), in *ibid.*, p.517.
- 12) *The Parliamentary History of England, from the Earliest Period to the Year 1803* (1813, AMS Press, 1966), vol.XVII, p.1159.
- 13) Richard Middleton, *op. cit.*, p.474; John Derry, 1976. *English Politics and the American Revolution*, J. M. Dent & Sons Ltd, p.106 を参照。
- 14) たとえば、Don Cook, 1995, *The Long Fuse: How England Lost the American Colonies, 1760-1785*. The Atlantic Monthly Press, pp.179-180.
- 15) Speech on Boston Port Bill (25 March 1774), in *The Writings and Speeches of Edmund Burke*, ed. by Paul Langford et. al., 10 vols. (Clarendon Press, 1981-), vol.II(1981), p.404. これは Brickdale Diary から転載されたものであるが、要約されすぎた嫌いがあり、この点留意する必要がある。なお、*The Parliamentary History of England*にはこれとは異なるものが所収されている (pp.1182-1185).
- 16) *Ibid.*, pp.404-405.
- 17) Speech on Suspension of New York Assembly (13 May 1767), in *ibid.*, p.59.
- 18) Speech on Boston Port Bill, in *ibid.*, p.405.
- 19) *Ibid.*
- 20) To the Committee of Correspondence of the General Assembly of New York (6 April 1774), in *op. cit.*, p.528.
- 21) F. P. Lock, 1998, *Edmund Burke, vol.I: 1730-84*, Clarendon Press, pp.350-351.
- 22) Speech on Massachusetts Bay Regulating Bill (2 May 1774), in *op. cit.*, p.464. なお、これは *London Evening Post*より転載されたもので、*The Parliamentary History of England*に所収されているものと同一である (pp.1314-1315).
- 23) To the Committee of Correspondence of the General Assembly of New York (6 April 1774), in *op. cit.*, p.529.
- 24) Speech on Massachusetts Bay Regulating Bill, in *op. cit.*, p.464.
- 25) *The Parliamentary History of England*, vol.XVII, pp.1161-1162.
- 26) この演説は、『アメリカ課税』(*On American Taxation*)との題名で1775年1月10日ロンドンの著名な書店ドズリ (Dodsley) から公刊された。
- 27) *The Parliamentary History of England*, vol.XVII, p.1210. なお、このフラーの演説およびペナントとライスの演説については、Peter D. G. Thomas, *op. cit.*, pp.73-74 を参照。
- 28) *Ibid.*, p.1211.
- 29) *Ibid.*, pp.1211-1212.
- 30) *Ibid.*, p.1212.
- 31) *Ibid.*, p.1213.
- 32) *Ibid.*, p.1215.
- 33) *Ibid.*, p.1213.
- 34) *Ibid.*, p.1214.

- 35) *Ibid.*
- 36) The King to North (4 February 1774), in *The Correspondence of King George the Third from 1760 to December 1783*, ed. by Sir John Fortescue, 6 vols. (Macmillan, 1927-28), vol. III, p.59.
- 37) *The Parliamentary History of England*, vol.XVII, p.1167.
- 38) アメリカ駐留軍総司令官のT. ゲージ (Thomas Gage, 1721-1787) は、国王ジョージ三世に「われわれが子羊であるうちは、彼ら[植民地住民]はライオンでしょう。しかしもしわれわれが確固たる務めを果たせば、彼らは間違いなく従順であるとわかるでしょう。アメリカにある四個連隊を救援することになっている同数の連隊がもしボストンに派遣されれば、如何なる騷擾をも防止するに十分です」と述べたとされる。The King to North (4 February 1774), in *op. cit.*, p.59. なおゲージは、1774年4月辞意を申し出たハチンソンに代わってマサチューセッツ総督を兼務することになり、実際に四個連隊が派遣された。
- 39) Edmund Burke, *Speech on American Taxation*, in *op. cit.*, 410. 中野好之編訳, 2000年, バーク政治経済論集 - 保守主義の精神 -, 法政大学出版局, p.90.
- 40) *Ibid.*, p.411. 同訳書, p.92.
- 41) *Ibid.*, p.415. 同訳書, p.97.
- 42) *Ibid.*, p.414. 同訳書, p.95.
- 43) *Ibid.*, p.415. 同訳書, p.96.
- 44) *Ibid.*, p.416. 同訳書, p.98.
- 45) *Ibid.*
- 46) 植民地には、一旦税の支払いを許諾すれば、本国は自分たちを隷属化するために様々な施策を次々と講じるに違いないといった猜疑心が強く存した。
- 47) *Speech on American Taxation*, in *op. cit.*, p.417. 前掲訳書, p.99.
- 48) *Ibid.*, pp.416-417. 同訳書, p.98.
- 49) *Ibid.*, p.417. 同訳書, p.99.
- 50) *Ibid.*, p.418. 同訳書, p.101.
- 51) *Ibid.*, p.423. 同訳書, p.107.
- 52) *Ibid.*, p.425. 同訳書, p.109.
- 53) *Ibid.*, pp.410-411. 同訳書, p.91.
- 54) *Ibid.*, p.426. 同訳書, p.110.
- 55) *Ibid.*, pp.426-427. 同訳書, pp.110-111.
- 56) *Ibid.*, pp.428-429. 同訳書, pp.112-113.
- 57) *Ibid.*, p.429. 同訳書, p.113.
- 58) *Ibid.*, p.430. 同訳書, p.114.
- 59) *Ibid.*, p.428. 同訳書, p.112. この innovation という言葉について、バークは、1790年2月9日に行った「軍事予算」に関する演説の中で「真の安全な改革の原理すべてとは非常に隔たり、……国家を転覆するのに十分適しはするが、国家を改めるには完全に不向きな精神」と述べており、否定的な評価を強く示す言葉として用いられている点に留意する必要がある。Edmund Burke, *Speech on the Army Estimates*, in *The Works of the Right Hon. Edmund Burke*, ed. by John C. Nimmo, 12 vols. (Nachdruck der Ausgabe London 1887, Hildesheim, Georg Olms Verlag, 1975), Vol.III, p.220.
- 60) *Ibid.*, p.434. 同訳書, pp.118-119.
- 61) *Ibid.*, p.433. 同訳書, p.117.
- 62) *Ibid.*, p.449. 同訳書, p.135.
- 63) *Ibid.*, p.440. 同訳書, p.124.
- 64) *Ibid.*, p.439. 同訳書, p.124.
- 65) *Ibid.*, pp.440-441. 同訳書, p.125.
- 66) *Ibid.*, p.449. 同訳書, p.135.
- 67) *Ibid.*, p.451. 同訳書, p.137.
- 68) *Ibid.*, p.461. 同訳書, p.149.
- 69) *Ibid.*, p.458. 同訳書, p.145.
- 70) 当然こうした心性は、歴史への準拠を基礎とし、expedienceの考えと密接に結びつくことになる。たとえば、C. P. Courtney, 1963, *Montesquieu and Burke*, Greenwood Press, pp.91-93; Frank O'Gorman, 1973, *Edmund Burke: His Political Philosophy*, George Allen & Unwin Ltd., pp.75-76.
- 71) *Speech on American Taxation*, in *op. cit.*, p.458. 同訳書, p.145.
- 72) *Ibid.*
- 73) *Ibid.*, p.459. 同訳書, p.147.
- 74) *Ibid.*, pp.459-460. 同訳書, pp.147-148.

- 75) *Ibid.*, pp.460-461. 同訳書, p.148.
- 76) バークは、5月6日ニューヨーク議会通信委員会に宛てた書簡の中で「わたしは、昨今のもっとも不幸な折衝のために苦悩に満ちています。わたしの忠言は、どこにあってもほとんど重きをなしません」と述べている。To the Committee of Correspondence of the General Assembly of New York (4 May 1774), in *op. cit.*, p.534. またラングフォードは、182対49という圧倒的票差による敗北について「ロッキンガムがその日のために自派の勢力を糾合するよう格別苦心していたことを考えれば、これは、野党にとって壊滅的大敗を意味した」とする。*The Writings and Speeches of Edmund Burke*, vol.II, p.463.
- 77) その理由についてライクは、野党の弱体化の他、本国の商人が不安定な植民地貿易にあまり関心を有さず、1760年代に示したような意義深い支持を野党に与えなかったことを挙げている。Jerome R. Reich, 1998, *British Friends of the American Revolution*, M. E. Sharpe, pp.55-56. 要するに、アメリカへの課税政策や強圧措置が国内においてとにかく圧倒的な支持を得て、支配的であったことに留意しなければならない。
- 78) Carl B. Cone, 1957, *Burke and the Nature of Politics: The Age of the American Revolution*, University of Kentucky Press, p.260.
- 79) F. P. Lock, *op. cit.*, p.356.
- 80) この点についてラングフォードもまた、「バークは、1766年システムへの復帰を要請する以外に、1年後に彼が提起することになるような、本国・植民地関係の改善案を示そうと試みなかったし、その演説は、もっぱらその傑出したレトリックの技能を称賛された」とする。*The Writings and Speeches of Edmund Burke*, vol.II, p.407.
- 81) Carl B. Cone, *op. cit.*, p.260. コーンは、茶税が撤廃された場合、植民地住民がそうした制限の下で生活することにどれくらい我慢できたかについて「バークに従えば、永遠に」(*Ibid.*)としているが、これは些か根拠薄弱な議論である。
- 82) F. P. Lock, *op. cit.*, p.349.
- 83) James Conniff, 1994, *The Useful Cobbler: Edmund Burke and the Politics of Progress*, State University of New York Press, p.192.
- 84) *The Writings and Speeches of Edmund Burke*, vol.II, p.407. 注80)も参照。この点、岸本氏は、後半部の歴史的叙述部分に関して「内容的には必ずしも新しいことが言われているわけではない」としながらも、次のようにその有意性を述べている。「しかし茶税の非合理性、ひいては本国の対アメリカ抑圧策の不当性を明らかにし、ロッキンガム内閣以降の歴代の諸政府、とりわけ現ノース内閣の対アメリカ政策を論破するためには、歴史的事実に基づいたこのような論証は有効であるばかりか、バークにとっては是非とも必要な作業であった」と。岸本広司, 2000年, バーク政治思想の展開, 御茶の水書房, p.189.
- 85) このことについて岸本氏は、「我々は、本国の無限の支配権と植民地の自由およびその特権が、バークが言うようには必ずしも調和・両立せず、むしろ事態の進展につれて決定的な対立を迎えていくのが歴史の冷厳な事実であることをよく知っている」とした上で、「その点でバークの見通しは甘く、その考えもいささか楽観的であった。しかし彼はこれまでと同様に、本国議会の至上権を認めながら、しかしその権利行使を賢明に抑制し、植民地に譲歩することによって和平への道を切り開こうとしたのであった」と述べている。岸本, 同書, pp.191-192.
- 86) Speech on the Declaratory Resolution (3 February 1766), in *op. cit.*, p.46.
- 87) James Conniff, *op. cit.*, p.194. またC. C. オブライエンは、先のコーンの議論を受けて、茶税が撤廃されたなら、植民地は次に航海法の撤廃を要求しただろうことについて「十分に正しい」と同意した上で、バークの総体的な姿勢からみて、その必要が生じた場合「彼は航海法の放棄をもまた要請したであろう」といい、さらに「常に彼は、本能的に自由貿易主義者であった」とも述べているが、これはその延長線上にある議論である。Conor C. O'Brien, 1992, *The Great Melody: A Thematic*

*Biography and Commented Anthology of Edmund Burke*, The University of Chicago Press, p. 144, n.1.  
88) Speech on the Declaratory Resolution (3 February 1766), in *op. cit.*, p.46. その際彼は、「もし服従が

なければ、それは一つの帝国ではないだろう。もし自由がなければ、それはブリテン帝国ではないだろう」(*Ibid.*, p.50.) とも述べている。